

あんしん住宅瑕疵保険

転得者証明書発行申請

事務フロー



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

株式会社住宅あんしん保証

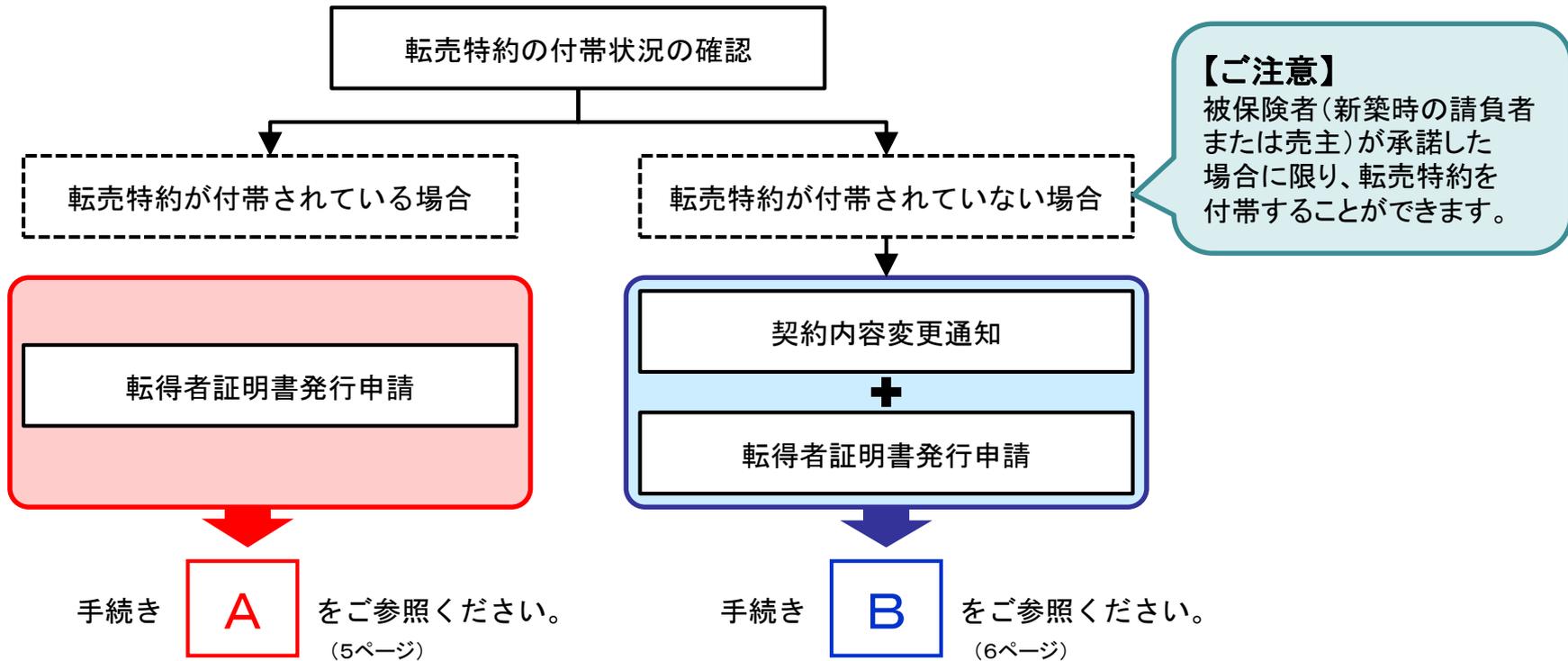
転得者証明書発行申請

1 転得者証明書発行申請の概要

保険対象住宅が当初の住宅所有者（発注者または買主）から第三者（転得者）に譲渡される場合であって、被保険者が転売特約（※）による補償を受けることを希望するときは、被保険者が住宅あんしん保証に対して転得者の通知（転得者証明書発行申請）をする必要があります。

転得者証明書発行申請の基本的な流れは、次のとおりです（再譲渡時も同様です）。

※ 「転売に関する特約」または「転売に関する特約（中途付帯用）」をいいます。



● 転売特約の内容については、「あんしん住宅瑕疵保険 転売特約について」または「契約内容のご案内追補版」をご覧ください。

2 転売特約の付帯状況の確認方法

保険証券または保険付保明書の特約条項欄に、転売特約の特約コード(次のいずれかの数字)が記載されていれば、転売特約が付帯されています。

■ 転売特約の特約コード : **25・26・27・28・29・30** (新築瑕疵保険に限ります。)

事業者様 保管

あんしん住宅瑕疵保険 保険証券

特約条項

25

保険証券の例

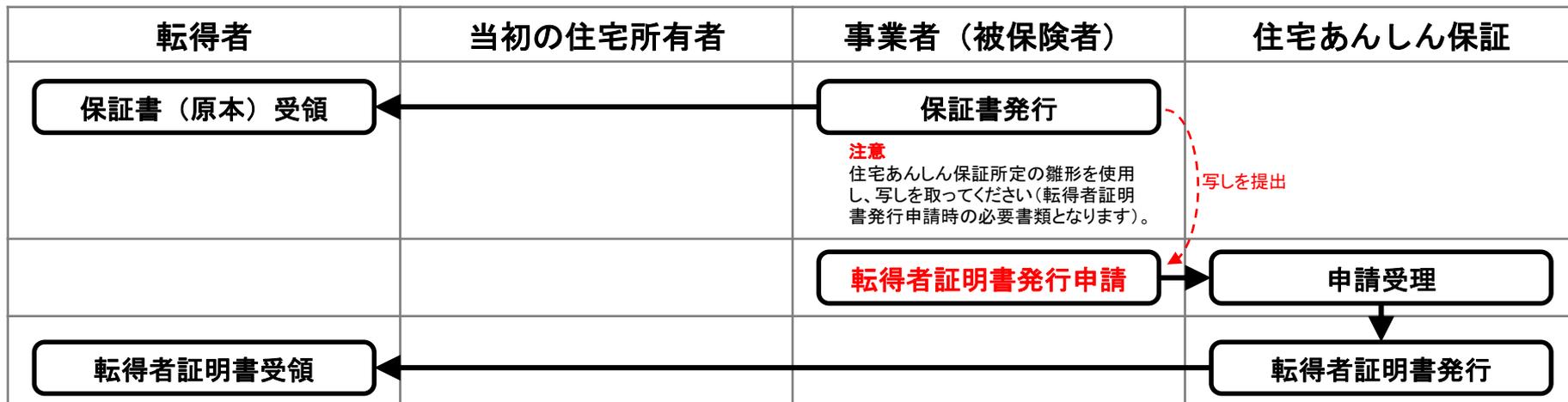
- 【ご注意】**
- ① 転売特約は、中途付帯をすることができます。転売特約が付帯されていない場合は、転得者証明書発行申請と併せて転売特約を付帯するための契約内容変更通知をしてください。
 - ② 特約が付帯されただけでは転得者に対する保証は開始されません。転得者が決まり次第、必ず転得者証書発行申請の手続きを行ってください。

3 転得者証明書発行申請手続き①

A

転売特約が既に付帯されている場合（保険証券または保険付保証明書の特約欄に25～30のいずれかの数字が記載されている場合）の転得者証明書発行申請手続きは、以下のとおりです。

(1) フロー



(2) 転得者証明書発行申請時の必要書類

転得者証明書発行申請をする際に、次の書類を提出してください。

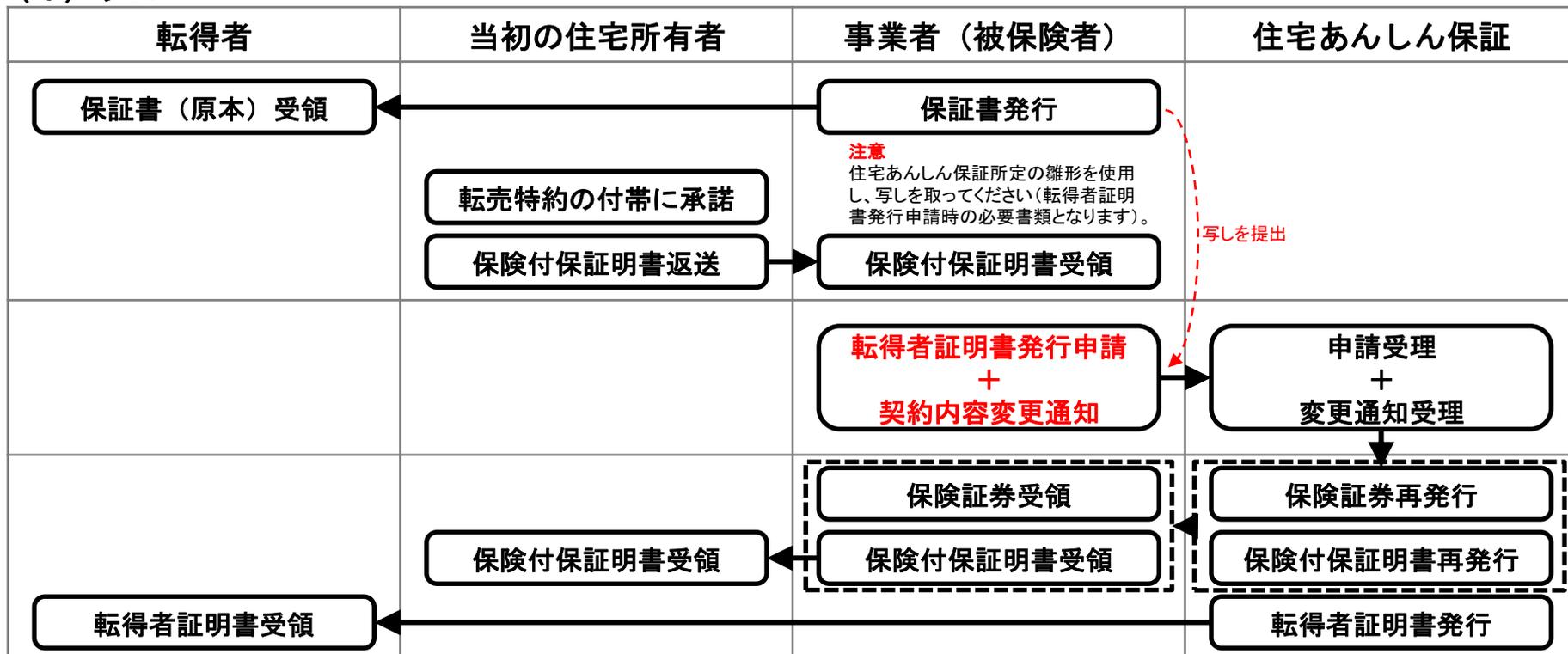
- ① あんしん住宅瑕疵保険 転得者証明書発行申請書（事業者が記入）（記入例 ⇒9ページ）
- ② 保証書の写し（事業者が記入） ※保証書の原本は、事業者から転得者へ交付してください。（記入例 ⇒10ページ）

4 転得者証明書発行申請手続き②

B

転売特約が付帯されていない場合（保険証券または保険付保証明書の特約条項欄に25～30のいずれかの数字が記載されていない場合）の契約内容変更通知および転得者証明書発行申請の手続きは、以下のとおりです。

(1) フロー



(2) 必要書類

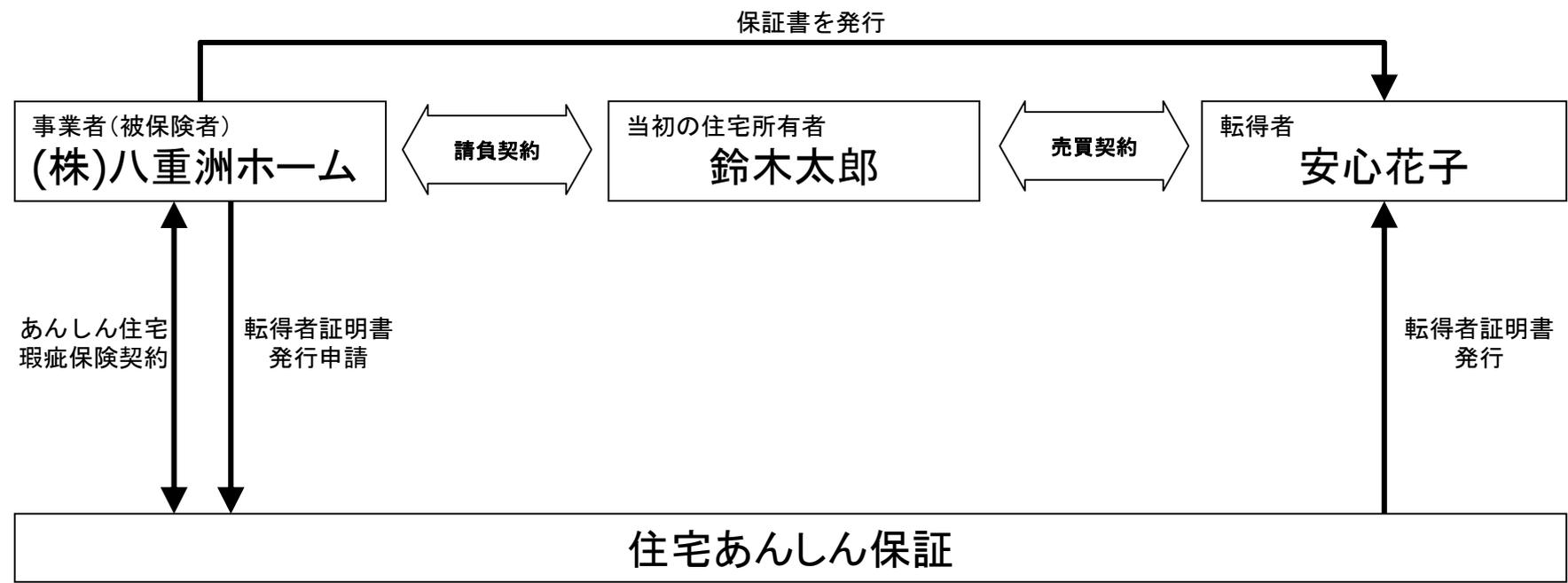
転得者証明書発行申請および契約内容変更通知の際に、次の書類を提出してください。

- ① 転得者証明書発行申請書 （記入例 ⇒ 9ページ）
- ② 保証書の写し ※保証書の原本は、届出事業者から転得者へ交付してください。（記入例 ⇒ 10ページ）
- ③ 申込取下届兼契約内容変更通知書 （記入例 ⇒ 11ページ）
- ④ 発行済みの保険証券・保険付保証明書の原本 ※共同住宅の場合は 共同住宅住戸引渡明細書の原本も必要です。

様式記入例

様式記入例の設定事例

新築住宅の建築工事を（株）八重洲ホームに発注した鈴木太郎が、その住宅を安心花子に売却する。



あんしん住宅瑕疵保険 転得者証明書発行申請書 見本

発 行 日 20 **22** 年 **6** 月 **10** 日

あんしん住宅瑕疵保険 転得者証明書発行申請書

登録センターコード 12345	登録センター名 あんしん(株)	支店・営業所名 本社
募集店コード	募集店名	支店・営業所名
受付センターコード	受付センター名	支店・営業所名

申請書記入日

【注意事項】

- 転得者への引渡日が確定しましたら、本紙にご記入の上、取次店に提出してください。
※ 共同住宅の場合は、住戸ごとに転得者証明書の発行を申請してください。（一棟（全住戸）の転売の場合を除く。）
- 本申請を受理した後に、住宅あんしん保証から転得者に「あんしん住宅瑕疵保険 転得者証明書」を直接お送りします。
届出事業者に転得者証明書の送付完了等のお知らせはいたしません。あらかじめご了承ください。

下記住宅の転得者証明書の発行を申請いたします。

届出事業者番号	1 2 3 4 5 6 7
届出事業者名	(株)八重洲ホーム
申込担当者	氏 名 安心太郎 所属部署 安心事業部
	T E L 01-2345-6789

保険証券番号	K H P Y 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 A A	<input type="checkbox"/> 全住戸
住宅情報	転得者への引渡日（保証開始日） 20 22 年 6 月 3 日	
所在地	〒 123 - 4567 東京都中央区八重洲 △-□-○	

転得者情報	氏 名	フリガナ 安心 花子 転得者名
	転得者証明書送付先住所	<input type="checkbox"/> 所在地と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 所在地以外（転得者証明書送付先住所をご記入ください。）
		フリガナ 〒 456 - 7890 東京都中央区日本橋 ○-△-□
	T E L	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

添付資料（添付したものに、してください。）

保証書（写）

登録センター記入欄	募集店記入欄	受付センター記入欄	住宅あんしん保証欄
受領者氏名 受領日	受領者氏名 受領日	受領者氏名 受領日	
年 年 日	年 年 日	年 年 日	

保証書

発行日を記入

発行日 20 ●● 年 ●● 月 ●● 日

被 保 証 者

転得者(新住宅所有者)の氏名を記入

安心 花子 殿

～ 保証住宅 ～

【所在地】 東京都中央区八重洲△-□-○

八重洲マンション 205号室

保証者は、被保証者に対し、保証住宅欄に記載の住宅につき、右記の保証内容を保証いたします。

共同住宅の場合は、物件名と部屋番号を記入

宅が被保証者に引き渡された日
至 転得者証明書記載の保険期間の終期日(※)

※ 被保証者が保証住宅を第三者に譲渡した場合は、その時点をもって、本保証は失効します。

保 証 者

【商号又は名 称】 (株)八重洲ホーム

【代 表 者】 八重洲 太郎

【住 所】 東京都新宿区西新宿□-△-○

【電話番号】 △△-△△△△-△△△△

【保証内容】

保証内容は、保証住宅のうち基本構造部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除きます。）に起因して、保証住宅が基本構造部分の基本的な耐力性能又は防水性能を満たさない場合において、保証者が被保証者に対して、修補又は損害賠償を行う責任とします。ただし、瑕疵担保責任と同等の責任に限ります。

なお、保証者は、株式会社住宅あんしん保証と締結した、保証者が被保険者となるあんしん住宅瑕疵保険契約の範囲内で上記の責任を負いません。

また、この保証書で使用する用語のうち、当該保険の約款（追加条項及び特約を含みます。）に規定された用語は、当該約款が定める定義に従います。

